

仕 様 書

1 業務名称

芸術の森地区まちづくりセンター機械警備業務

2 対象施設

(1) 対象施設名称

芸術の森地区まちづくりセンター

(2) 対象施設概要

ア 所在地

札幌市南区石山東7丁目1-31（芸術の森地区会館併設）

イ 規模・構造

地上2階建・木造

ウ 竣工年月日

平成7年1月20日

エ 警備対象面積

61.56 m²

(3) 開庁時間

午前8時45分から午後5時15分まで

※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日～1月3日）（以下、「休日等」という。）を除く。

3 履行期間

令和4年10月1日午前8時45分から令和9年10月1日午前8時45分まで（60か月）

4 業務内容

(1) 芸術の森地区まちづくりセンター入口（風除室）と事務室及び会議室（別紙図面のとおり）の一般電話加入回線システムによる機械警備。

(2) 火災、盗難等の事故発見及び初期処置並びに連絡。

- (3) その他警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうえ決定した事項。

5 警備時間

- (1) 午後 5 時 15 分から翌日午前 8 時 45 分までの 15 時間 30 分とする。

ただし、休日等については、午前 8 時 45 分から翌日午前 8 時 45 分までの 24 時間とする。

- (2) 警備開始時刻や休日等に対象施設を使用している場合は、この使用する時間を除くものとする。

6 警備機器等の設置・撤去

- (1) 受託者は、対象施設に自動警報機器を設置し、警備時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を、受託者の警備本部において確認し得るに必要な受信装置を設置すること。

なお警報機器及び受信装置は新品を原則とするが、履行期間中の業務遂行に支障をきたす恐れのない中古品の使用は可とする。

- (2) この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとし、機器の設置、修繕、撤去等に係る工事により、対象施設に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。
- (3) 受託者の本部の受信装置との間の電話回線には、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (4) 対象施設 1 階の風除室、事務室及び会議室の 2 箇所に分け、それぞれ機械警備の開始及び解除ができるシステムとすること。
- (5) 受託者は、警報機器等設置に要する一切の費用を負担すること。

7 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される受信装置により対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法で対象施設に異常事態が発生

したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該施設に急行せしめ、異常事態の確認を行い、必要な措置をとるものとし、その結果を速やかに芸術の森地区まちづくりセンター所長に報告し、必要に応じ指示を受けるものとし、その後文書をもって委託者に報告すること。

8 警備員の要件

- (1) 警備員は、施設警備 2 級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験 3 年以上の者であること。
- (2) 受託者は警備員に対して、業務を遂行する上で必要な教育、訓練（警備業法第 21 条第 2 項に定める教育等）を行うこと。

9 警備員の機密保持

警備員は、本業務において知り得た個人情報等の情報の機密を厳守し、外部に漏えいさせることがあってはならない。また、受託者は、業務に従事する警備員に対し、本業務において知り得た機密情報を外部に絶対に漏洩しない旨の誓約書を委託者へ提出させること。

10 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記 6 に定める警備機器等に関し、正常な機能を維持するため毎月 1 回の保守点検を行うこと。また、機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じること。
- (2) 受託者は、委託者の施設に設置した警備機器等について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、速やかに補修すること。

11 機器のき損・紛失について

委託者は、前記 10 にかかわらず、契約期間中において、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

12 設置機器等の撤去について

受託者は、契約終了後または中途解約時において、委託者の施設に設置された機器・部品の撤去に係る一切の費用を負担すること。

13 備品等の破損について

受託者は、機器の設置・修繕又は撤去に係る工事により対象施設に損害を与えた場合は、速やかに原状に復すること。

14 鍵の保管

本業務の目的のため、委託者が受託者に委託した鍵は、受託者の責任のもとに保管すること。また、契約終了後は直ちに委託者に返却すること。

15 提出書類

受託者は、月次業務実施状況を下記のとおり報告書にまとめ、完了届とともに委託者に翌月 10 日までに提出すること。

- (1) 機械警備に関する業務実施状況（警報機器の作動時刻及び解除時刻、警報発令時刻及び事由、発令時の対応等を記載したもの）
- (2) 警報機器の保守点検結果

16 環境への配慮

本業務履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気、水道等の使用に当たっては、節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、古紙 100%の再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。
- (3) 本業務において使用する商品、材料等は、極力環境に配慮したものをを使用すること。

17 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって委託者と連携を密に行い、事故等の問題

が発生した場合には、必ず委託者に報告し、指示を受けなければならない。

- (2) 警備業務の開始に当たっては、本業務の実施に支障が生じることのないよう、旧受託者から留意事項等の引継ぎを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。